

## 公正な M&amp;A の在り方に関する研究会について（案）

平成 30 年 11 月 9 日  
経済産業政策局

## 1. 開催の趣旨

第 4 次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、我が国企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たす上で、M&A により大胆な事業再編や経営資源の効率的な活用を進めることは極めて重要である。

公正な M&A の在り方を明らかにし、取引関係者の共通認識を形成することは、我が国の M&A の公正・健全な発展につながると考えられる。また、取引に係る予見可能性の向上・不確実性の軽減につながり、経済的意義を有する M&A を促進するとともに、我が国の資本市場に対する信頼の維持・向上にもつながり、海外投資家の資金を我が国の資本市場に集め、企業活動への投資を促す上でも重要である。

経済産業省は、平成 19 年 9 月 4 日、MBO（マネジメント・バイアウト）に関する公正なルール の在り方を提示するため、「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」（以下「MBO 指針」）を策定した。

MBO 指針の策定から既に 10 年が経過しており、その間、実務、裁判例や議論の蓄積が見られ、重要な判例等も出されている。また、社外取締役の選任の増加をはじめとするコーポレートガバナンス改革の進展や株式保有構造の変化等、上場企業を取り巻く社会経済状況にも変化が生じている。MBO 指針において提言されている透明性・合理性確保のための実務上の対応について、実際の採用や実施の在り方が MBO 指針の趣旨に沿ったものとなっていない場合もあるのではないかと指摘もある。こうした状況を踏まえて、MBO 指針の見直しについて検討する時期に来ているとの指摘がある。

また、MBO 指針は、利益相反構造のある M&A のうち、MBO を中心に提言を行ったものであるところ、親会社が上場子会社を完全子会社化する場合をはじめとする支配株主による従属会社の買収等、MBO 以外の利益相反構造のある M&A についても論点整理を行うべきとの指摘もある。

以上を踏まえて、MBO 指針の見直しの要否を含めて、我が国の公正な M&A の在り方について検討を行うため、今般、本研究会を設置する。

## 2. 本研究会の取組

MBO 指針策定後の環境変化等を踏まえて、我が国の M&A を公正・健全な形で更に発展させていく観点から、MBO 指針の見直しの要否およびその方向性についての検討を行った上で、見直しを要する各論点についての検討を行う。

## 3. 進め方

月 1 回程度開催し、来年春を目途に、議論の取りまとめを行う予定。

## 4. 本研究会及び配付資料の公開等について

- 会議は、原則として非公開で行う。
- 配付資料の取扱いは、原則公開とし、委員等からの提出資料については、事務局が座長及び資料提出者と相談して決定する。
- 研究会の議事概要は、事務局が作成し、後日 HP 上に公開する。

以上